

平成29年度千葉市(看護)小規模多機能型居宅介護事業者の公募に関する
評価項目及び評価基準、公募全般に係る質問及び回答

No	質問内容	回答内容
1	<p>小規模多機能型居宅介護事業者として認可を受けた施設を看護小規模多機能型居宅介護へ後日変更することは可能か。</p>	<p>設備基準自体は同じなので、問題はないが、人員配置の部分で大きく変わってくる（厳しくなっている）ので、事前相談、事前協議が必要となります。相談によって、どのように届を出してもらうかを検討します。</p>
2	<p>事業計画の説明対象となる「敷地境界線から10メートル以内の住民。」とは、例えばマンション等の集合住宅の一部が敷地境界線から10メートル以内にある場合に、当該マンションに住む全ての住民ではなく、マンションの一部の住民（境界線より10メートル以内に住む住民）のみに説明を行えばいいのか。</p>	<p>集合住宅の管理組合に説明を行ってください。管理組合から住民への説明を求められた場合、管理組合の指示に従い、住民説明会を開催してください。（管理組合がない場合、集合住宅に居住する全住民に対して直接説明を行ってください。）</p>